

禪戒と五戒 但し殺、淫
二戒を選ぶ (二)

佐藤謙一

五姪戒

(A) 概説

近代心理學上の問題として、性本能と宗教本能との關係及び、性的愛と宗教的愛との關係等に就て論ぜられ、又性愛を廣義に解して、子の親に對する愛、親の子に對する愛、異性間の愛等となり、其の中子の親に對する愛が最も宗教感情と密接な關係がある等と論ぜられて居るが、斯かる愛は情的宗教に對してはいざ知らず、意的の修行を根本とする自覺の宗教に於てはさしたる重大問題ではなく、寧ろかゝる愛の繫縛より脱する所に、眞に自由境への飛躍があると言ふべきであらう。

又思春期と密接不離の關係にありとされる回心 (conversion) に就ても、其の時期が性に自覺める時期は即ち自我に自覺める時であり、自我の轉回して行く時代 expansion of self であつて、從來の可塑性がこわされて總てに主觀的批判を向けんとする時期であるからである。即ち此の時期にあつ

ては、自己及び社會に對して懷疑の目を以て見、現實と理想との混亂を來し、常に新しい物を求めて止まぬ時であると同時に宗教に對する反省を持ち、解決を宗教に迄求めんとする時期である。そこに彼等が宗教への歩みを見出すと言ふべきである。

愛欲が人間苦の根本であり、人間を有爲界に繫縛する一大勢力なることは十二緣起を見ても明なことで、愛あれば取あり、取あれば有ありと。愛取は惑にして、惑によつて有、有は業にしてこの業によりて生あり、生あれば老死の苦境を出現するのである。故に佛陀は先づ愛欲を離るゝを以て修行の第一歩となし、愛欲の尤も甚だしきものは色欲なりとし異性より相離るゝ事を力説せられた。律に於ける波羅提木叉の篇、韃度篇等を見てもその大半は男女間の不行跡を誡められたものである。一面印度の氣候風土の關係上斯る犯罪の多かりしに依るならんも亦他面異性間の色欲、肉の戀愛の修行生活上、大なる障礙物と思惟されて居た事がわかる。その他佛陀の禪定を攪亂した惡魔の名を、欲樂、失戀、渴求(欲求、情欲)——(方廣大莊嚴經)等にして呼ばるゝを見ても、如何に佛陀はかゝる情欲を惡魔として排斥せられたかを知り得る。思ふにこの異性間の執着は甚だ強固なものであつて、一切の執着を離るべき修行精進のさまたげとなる事最も大なるが爲である。法句經、愛欲品に「愛欲は毒草の如く、負けなば人を苦しめますであらう」(現在意譯佛敎道德經集)

この事は獨り佛敎のみではない。基督敎に於ても修道上重大視したもので、修道院を初めて建設

した埃及人アントニー(Anthony) (250-356)の如きも、神と交はらんが爲めに南埃及に行きて孤獨の生活をなし、瞑想に耽り、祈禱を常とし、婦人は何よりも誘惑になり易いといふので絶對的に婦人に近づくを禁物とした。然して飲食睡眠等に制限を加へると共に性欲の弱少をはかつた。其の後修道院が隆盛を極め男女相共に修行するに至りても、兩者は決して直接に交際する事を許されず、大聖アウグステヌス(Augustinus) (354-430)ですら妹との談話にさへ立會人を置かなければ之を恣にはなさなかつたこの事である。「それ甦る時は娶らず嫁せず天にある神の使等の如し。」(馬太傳二 二ノ三十)

「30 For in the resurrection they neither marry, nor are given in marriage, but are as the angels of God in heaven」(New Testament. St. Matthew. chap. 22)とは基督甦生後の言葉とされて居るが、要は天國に入らんが爲には男女共に性的生活を離るべき事を示したものである。故に當時（パウロ時代）の信徒等も之を解して獨身は婚姻生活よりも高尚にして功德あるものと考へその時代の各派(gnosticism. Docetism. Marcion. Manianism)は皆制欲主義を遵奉した。Marcionの如きは絶對的に婚姻を禁じ、人類が絶滅するに至れば萬人は肉を去りて靈に還るのであるからこの上なき幸福なりとまで考へた。

要するに何れの宗教に於ても、修行の方面では禁欲主義を奉じ、特に愛欲の絆を離るべき事を第一とせしを知らるゝと同時に、佛教々團に於て出家の者には絶對的不姪を勵行し、漸く在家のみ正

姪を許されたる所以も首肯し得られる。

(B) 姪戒の因縁

律本の示す所に依れば、佛教々團に於ける戒律制定の嚆矢をなすものはこの姪戒である。それは須提那(Sudinna)が出家後、老母の切望に依り舊妻と交はりしに端を發して佛陀が制戒されたものとされて居る。この姪戒が律の學處の最初なる事及び其の因縁談は諸律共に相一致する所で、唯、僧祇律のみが名と場合とを異にし「毘舍離城有長者子。名曰耶舍」(大正藏經二十)と、ひ耶舍(Yāga)となつて居て、彼飢饉の爲、食事毎に家に歸つて居つたが其の時母に再三強いられて妻と交つた事とし、更に進んで耶舍及び母の過去物語りが附け加へられて居る。今律中可成り詳細なる五分律を主として、本戒成立の大略を記せば次の如くである。

佛陀が毘舍離(Vesālī)に在りし時、其の近傍なる迦蘭陀邑(Kalandakagāna)の須提那なる者兩親に懇願して漸く出家を許され梵行を修する事となつた。彼が出家久しからずして世飢饉の爲、托鉢得難くなつた。時に彼思へらく我が郷里に歸らば容易に食を得るならんと。乃ち諸比丘を連れて迦蘭陀邑に歸る。父母之を聞き(四分律では父已に死し母のみ残り)須提那の妻を連れて共に彼を尋ね還俗をす、めたが彼遂に聞き入れず。數日にして妻に月水を見たり。父母再び婦を連れ還俗して現世の享樂を受けん事を奨めしも彼復肯せず。父母已むなくして曰く「爾雖吾子。今爲釋種。違我以道。夫復何言。」と

て此の上は祖先の祠の爲と財物を官に奪はれざる爲との故を以て彼に兒を求め妻と交はらん事を請ふ。須提那默然として命を奉じ婦と共に家に歸り本室に於て三度行姪し、後續種といふ男兒を擧げた。彼行姪後自ら悔いて意氣消沈し梵行を樂します、同學の比丘怪しみて彼に正す。彼事實を以つて之に告ぐ。轉々してその事が佛陀の耳に入り佛乃ち種々須提那を呵責し、「寧以身分内大火坑若毒蛇口。不應以此觸女人身。汝所犯惡永淪生死云云。」と。最後に戒文を定めて、「若比丘行姪法。得波羅夷不共住」(大正藏、二十二、律部一ノ一三頁)と。

以上は第一因縁の筋道のみを記したものであるが、各律により多少文章上の差異あるはまぬがない。然して斯く定められた戒文は其の後色々の犯罪者が出るに及び其の度毎に増補訂正せられた。其の第一の場合は佛舍衛城に在りし時、阿練若比丘が猿と交りしを誡めて、「若比丘行姪法乃至共畜生。得波羅夷不共住。」と訂正され、次は比丘等が、白衣外道の殺、盜、姪、飲酒、食肉等を行するを羨望せしを誡められ、第三は孫陀羅難陀が梵行を樂まず、白衣外道にならつて殺盜姪種々の惡事をなせしを以て、彼に白四羯磨により滅擯をなさしめ、最後に「若比丘共諸比丘同學戒法。戒羸不捨行姪法乃至共畜生。是比丘得波羅夷不共住。」と定められたのである。

右の中雌獼猴と交はる話しは四分律十誦律等にも同様なものが出て居るが四分律には其の他、毘舍離の跋闍子比丘が梵行を樂まず家に歸りて其の婦と交りし事を記し、佛陀は「若比丘共比丘同

戒。若不捨戒。若戒羸不自悔。犯不淨行行姪欲法。是比丘波羅夷不共住」(大正藏二十二、律)と。戒文を増補された事を記し、僧祇律に於ては他律と相似たる因縁談の外に特殊なるものとして、難提比丘が天女に魅せられて死馬と行姪せし話を記し、佛陀の制戒として「乃至非人中亦犯波羅夷不共住」(大正藏二十二、律)とされて居る。同律には更に難提比丘の過去世物語その他種々の比丘犯行をのせ、或は女人の非道に於てなし、或は黃門と姪を行じ、又は自己行欲、自口中行姪等數多の事件を列擧して居る。

以上事柄を一々列擧するの繁をさけたるが要するに、比丘が種々の場合色々な對象を求めて不行跡をなしたるその度毎に之を禁じられ、戒文の増補訂正が行れたものである。其の對象となるものとしては、人、非人(鬼人、天人)、畜生の三者をあげ其の中の男性、女性、黃門(去勢者又は二根所有者)の何れと行するも不可。行姪の所としては三所即ち大便道、小便道、口、の三つを擧げて居る。律文には更に波羅夷となる場合とならぬ場合とを詳細に記し、眠時、醉時、狂時、散亂心時、病壞心時、死時、噉半時、は波羅夷。過半時(半ば以上噉はれたる時)骨時の時不淨を出せば僧殘罪、出さねば偷羅遮。又入時受樂、出住不受、出時受樂、入住不受、住時受樂等の規定をなし、出入住時都て不受樂なれば犯とならぬとされ、或は又比丘、比丘尼は波羅夷、式叉摩那、沙彌、沙彌尼は突吉羅。例外として不犯の場合には、狂心、亂心、病壞心、初作等の時とされて居る。

要するに若し比丘姪欲の心を發し、己が男根を以て上述の對象諸處の中何れか一處に入れるならば總て波羅夷となるのである。以上は主として波羅夷となるものに就てあるが此の他僧殘罪には入る者、或はそれよりも輕き罪として、男女間の問題に就ては詳細を極めて各律中に述べられて居る。今は直接必要なきを以て、かゝるものは是を省き、姪戒成立の概略と其の主要とを記せしに止める。

(C) 大乘に於ける姪戒

前節に於て原始僧團に於ける制戒の因縁を述べたのであるが、元より具足戒中四波羅夷の一として小乘大乘を通じて姪戒の典據となるものたる事は云ふ迄もない。

此の戒の第一に制せられた理由は、この種の非行者が最初に出でたるを以てなる事は明かな事であるが、之に就て「梵網戒義疏集註」に「若聲聞非梵行在初者人多起過故。地繫煩惱重故制之」(日本大藏經大乘律章疏一七〇頁)と、殺生は性罪ではあるが出家の者は此の罪を犯すこと稀であり、且つ防斷し易きも、姪は起り易く且つ人を欲界に繫縛すること最も大なるが故に之を最初に制したるなりと、理の上より姪戒の最初に置かれたる事に就て論じて居る。又「梵網戒本疏紀要」卷三にも智度論の語を引き同様な事を述べて居る。「姪欲心雖不惱衆生。心繫縛故爲大罪也。」と。これ等の語は本戒制定に對する佛陀の意を伺ふに足るものなりと言ふ事が出來やう。然るに大乘に在つては自己の修行よりも

利他的方面に重きを置き、自己を捨て、他を救済せんとするのが大乘菩薩の使命なりと考へらるゝに至り、自然戒相の配列にも小乗と相異つた配列を見るに至つた。即ち最も他人を惱ますことの甚しきものを第一に置き、順次之にならつて姪戒は第三位に置かるゝに至つたと言ふのである。「姪但防邪。殺盜不爾故居後」(梵網戒本疏(紀要卷三))と。殺、盜は他人に損害を與へる程度が甚しき故に先きに置き重罪なりとなしたのであると。元より殺、盜、姪の配置に就きては前述せし如く、原始佛教時代既に存して居たので、大乘に至つて初めて斯くの如き配列が成立したのではないから、梵網のこの所説を其の儘取り入れる事は出来ないが、然し戒に對する大乘の思想を見る事が出来、梵網十重禁戒の配列には、かゝる考へが基礎となつて居る事をも推察する事が出来る。次にその戒文を見るに、

若佛子。自姪。教人姪。乃至一切女人不得故姪。姪因姪緣姪法姪業。乃至善生女諸天鬼神女及非道行姪。而菩薩應生孝順心救度一切衆生淨法與人。而反更起一切人姪不擇善生。乃至母女姊妹六親行姪無慈悲心者。是菩薩波羅夷。(日本大藏經(大乘律章一))

右の文は前殺生戒のそれと同じく三段に分ち第一段を不應(止)第二段を應(修)第三段を結(戒文を)となして見る事が出来るが、茲には全文に對する解はさけて、唯その中姪因姪緣等に就ての註をのみ出すこととする。

染心思惟爲因。邪想嚴飾爲緣。姿則軌儀爲法。念念趣成前事爲業。(菩薩戒經會疏集註卷四)

戒文にもある如く慈悲心、孝順心は大乗菩薩の生命とする所で、總てこの心に於てなさるべきであり、この心に住して利他の爲の故になすならば假令その形式は如何にもあれ、悉く菩薩の行爲として是認せられるのである。故にこの戒に於ても、殺生戒の場合と同じく利他の爲には開門が立てられてゐる。今同じく大乘戒中の瑜伽戒に於て之を調するに、

菩薩處在居家。見有母邑現無繫屬習姪欲法繼心菩薩求非梵行。(中略)方便安處令種善根。亦當令其捨不善業。住慈愍心行非梵行。雖習如是穢染之法。而無所犯多生功德。(瑜伽師地論卷第四十二)
即ち救濟利民の爲に行ひ、それに染むことなくば犯戒とならないのみならず多く功德を生ずとされて居る。斯くの如きは、小乗の形式主義とは大いに越きを異にする所である。

要之、大乘に在つては小乗と異り、その精神に重きを置くものにして、慈悲利他の心に住し、不染不着にして之を行すれば何等犯戒となる事なく、若し煩惱、欲心を以て行するならば、人間はもとより非人畜生と之を行すると雖も、皆これ罪惡なりとされるのである。否行せざるに於ても、欲心を起しそれが爲めに惱まされるならば、既に犯行したると何等異なるなしと見らる可きである。「涅槃經」に「雖不交女。壁外遙聞女瓔珞聲。心生愛着。成欲破戒云云」(佛戒偈語)。又聖書に「凡そ婦を見て色情を起す者は、中心すでに姦淫したる也」(馬太傳第5章二八)

「That Whosoever looketh on a woman to lust after her hath committed adultery with her already in his heart.」(New Testament. St. Mathew, chap. 5.) と言へる如く、既に心の圓滿が破せられたるならば、これ犯行となしたると何等選ぶ所なきものである。

(D) 禪戒に於ける姪戒

戒に於ては各戒に對して、總て見性を基調として説かんとする故に、この姪戒に對しても元より一般の解とは趣を異にするものがある。「蘆山和泥合水集」に「見性の力を以て迷情を照破すれば、衆生界相續せず是れ不姪欲なり。」(禪門法語集)と云ひ、或はこの反對を「迷情を生ずる時、佛種をたち生死輪廻の業因を相續する是れ邪姪なり。」とのべて居る。以て禪門より見たる邪姪戒の意義を知ることが出来る。又達磨戒文に「自性靈妙於無著法中。不生愛着見。名爲不姪欲戒。」(禪戒本義)と。即ち自性にして靈妙ならば、諸法の實相を見照することが出来る故に、元來無相無住なる法に愛着を生ずべきではなく、愛着なきが故に姪戒の犯さるべきはない。然るに迷情生じて諸法の實相その儘を見る事が出来ず、無着の當體に貪愛執着の念を生じ、平等一如の佛性海中に在つて、猥りに男女の相を起し、相に依つて執着を生じ、執着に依つて業を作り生死輪廻をまぬがれないのである。圓覺經に「一切諸法皆眞如相。無男女相。無自他相。無犯無持。名眞持戒。」とある如く、諸法を眞如の顯現なりと見、平等一味の當體に住して男女の相を生ぜざれば持もなく犯もないのである。換

言すれば、この諸法實相の立場に在つては一切悉く佛法ならざるはなく、佛法中に於ては善惡正邪の對立はなき故に、犯戒のあるべき筈はなく、此の境に於ては爲す所悉く如法ならざる無きに至るのである。これが爲には先づ見性の力を以て迷情を照破し一佛性無着の當體を徹見しなければならぬ。この時此の不邪姪戒(不姪戒)の根本が確立されるのである。一度この境に至れば心繫縛さることなく、男女の相あれども其の相を見ず、相を見るも之に執着することなく、愛着の念を離るゝが故に時々の當位に安住し得、立處に自由の活現をなして生きて行くことが出来るのである。「應无所住而生其心」(金剛經)の境を體し得るのである。「禪戒本義」に、「三輪清淨無所希望諸佛同道者也。」と云へるは正しくこの意にして、身口意若しくは貪瞋癡の三者清淨なれば一切の法に對して希望なく愛着なく、茲に於て法をして法位に安住せしめ得るのである。

此の「三輪清淨云云」の語は元來永平教授戒文の文にして、之を引用せるもの、書に依りて置く所を異にし、「禪戒鈔」及び「禪戒本義」には姪欲戒の所に引き、「宗傳戒文試參語」及び「禪戒篇」等には偷盜戒の所に引用して居る。今は前者に従へり。

斯く自己は當位に住し、立處に全一を現じ又法をして法位に住せしむる處に此の戒の法理的基礎が存するので、若し法、法位に住せざる時は、世の秩序亂れ、天地の正道は壞されて個々その全徳を發揮する事が出来ない。故に一切をして時、處、位置に安住せしめる事がこの姪戒の相である。「邪姪を恣にするときは孤獨の身と雖も治まらず。況や國王大臣に於てをや。」(爲霖禪師法語ま)とある

如く、君臣上下の別を失し、人倫男女の道の相亂るゝは即ちこの戒を破る所より現はるゝので、個々が各の法位に安住し、身心を清淨ならしめたならば自ら正道が立つのである。「僧は僧のあるべきやう。俗は俗のあるべきやうなり。乃至帝王は帝王のあるべきやう。臣下は臣下のあるべきやうなり。このあるべきやうを背く故に一切悪しきなり。」(明恵上人法語)と。言へる如く、あるべき様になせば天下は平隱である。易に曰く「咸亨。利貞取女吉。」「天地咸而萬物化生」(咸象傳)。男女、陰陽その位を正しくして相感じ合ふ時は大いに亨るのである。

元來、天地陰陽男女兩性あつて始めて宇宙成生も、人類の發達もなし得るのであり、従つて正姪ならばこれ法性の緣起に従順せる正當なる行爲なりと言はなければならぬ。故に佛教に於ても在家の者に對しては當然之を許されるのであり、唯出家修道者に對してのみ之を禁するのである。「出家にばかり不姪をいましめらるるは佛道深廣にして、其の旨極め難し、妻子等の諸念愛着の念ありては到り難し。」(ますほのすゝき)と。爲霖禪師が述べたる如く、一にそは修道上の大障礙となるが故に禁せられるのである。

若しそれ前述の如く、眞に佛地に遊化し得て無執無着ならば、形の上での犯戒は、禪戒の立場からいへば、強いて咎める處ではない。要は煩惱心、愛着心の有無によりて、その犯・非犯は決せらるべく、一般に對しては邪ならざる正姪は妥當なりとされるのである。斯くてこそ法をして法位に

住せしむる事が出来る。此の故に慈雲大和上曰く。「男子にて根具足せざれば、天の徳を全くすることはならぬ。女子ならば、女子にて根具足せざれば、地の徳を全くすることはならぬ。此の天地の徳を備へ、人の人たる道を全くせし上に、法器にもなるべく、人天の師位にも至るべきことぢや。」(十善法語 卷第三)と。又律文を引き、一人の愚癡の者自ら姪心の制し難きを憂へ、其の根を壊さんとせしに佛陀は之を誡め、「根不具足の者は解脫幢相の袈裟を着する器ならず云云。」と告げられたと述べてゐる。

然れども世に「禍亂の蔭に女あり。」の諺の如く、往々にして此の戒の破らるゝが故に之を誡める事又切なるものがある。「凡そ姪を誡むる事は。諸妄の根源。輪廻の根源なる故なり。依姪一切惡を生ずるなり。能能可思慮也。」(禪戒 鈔)又僧祇律に「可畏之甚。無過女人。」と言ひ、禪家龜鑑に「帶姪修禪如蒸沙作飯。」(大日本續藏第一輯 第二篇 第十七套五)等種々の書枚舉に暇なき程である。

要するに不邪姪戒とは天地和合の義に順じて正しき事であり、不姪戒は愛着の心を滅し欲心を防ぎ、無漏道に達せしめる大道である。

(E) 優婆塞の邪姪戒

最後に優婆塞に關して一言すれば、彼等に對しては出家と異なり、正姪の認められてゐる事は前述の如くである。

正姪とは言ふ迄もなく自妻との行欲を意味し、それ以外の者と交はる事は邪姪である。優婆塞戒經に

若爲父母兄弟國王之所守護。或先與他期。或先許他。(中略)如是人邊作非梵行。得邪姪罪。(列二、四十九)

と記し、此の他種々邪姪となる場合が擧げられて居る。但し優婆塞五戒相經(卷十、五十二)に依れば、自妻以外に在つても、姪女と交はりし時は相當の代價を支拂へば無犯とされて居る。又自妻との場合に於ても、邪姪とされる時があるので若し非時(妊娠、授乳、齋戒時)、非處(道邊、塔廟邊、大會處、人前等)、非道(産門外)の何れかに於て行する時は不可である。(勿論重罪と云ふ程ではない)

邪姪の中に輕重を定め、重煩惱より犯せば重、輕煩惱よりなせば輕。所生の母及び羅漢尼と非梵行を行すれば最も重いとされて居る。(優婆塞戒經に依る)その他發心するも和合するに至らざるか、或は姪するに至らざれば輕く見られて居る。優婆塞五戒相經に、「若發心欲行姪。未和合者犯下可悔。若二身和合止不姪。犯中可悔。」(卷十、五十二)

邪姪の對象としては、前述の波羅夷の時と同じく人・非人・畜生・男女黃門等を擧げ、行欲の處としては同じく三處(大、小便處、口)が引擧せられて居る。右の外優婆塞戒經に於ては、貪・瞋・癡に配して説

若爲自樂行非梵行。是名從貪。姪怨眷屬。是名從瞋。於所生母作非梵行。是名從癡。(列二、四十八)

若し又戒を犯した者には各戒に夫々惡果ありとし、不邪婬戒を犯した者にも現在惡果、後世惡業果報の二種ありと説いて居る。

現在惡果とは、自他の身を護る能はず、衆生に疑はる、財物を失ふ、壽命短促等。後世惡業果報とは、地獄に墮す、無量苦惱を受く等なり。

六 結 論

以上五戒中、殺・婬二戒を記載せしに止まりしが、各章の終りに明せし如く、禪戒の究極的立場は見性の境地に在り、この見性を基調として以て、各戒を意義附けんとするのである。故に要は、見性解脱して戒・禪一如の當體を把握し、其處に戒の源を確立するにある。

斯くて其の根源に立脚して爲す行爲は、任運にして如法ならざるなく、萬境に隨つて轉ずると雖も、一も戒を犯かすことはなしとするのである。故に「鹽山和泥合水集」にも、持戒を説いて曰く。「持戒といへば、佛性もとより清淨にして、六根の主なりと雖も、六塵に染ます。是れを悟る者、自然に身心相應して、正戒の相をもとらず、邪念をも起さざる是れなり。」と。即ち正邪善惡を超越し、是れに染むことなき、是れを眞の清淨持戒といふのである。又曰く、「自心に迷へば、諸戒皆破れ、見性すれば、一切の戒律一時に圓持す。」と。更に曰く。「もし此の戒を受持しつれば一得永

不失にして盡未來際に至るまで、遂に破ることなし。」と。又同じ意味を「禪家龜鑑」には云ふ。

諦觀殺盜婬妄從「心上起」。當處便寂何須更斷。知幻卽離。不作方便。離幻卽覺。亦無漸

次。(日本續藏、第一輯、第二篇、第十七套、第五册、四五九頁)

(完)

〔附言〕

稿を終るに當り、訂正不充分にして文字通りの亂文を連ねたる事を多謝致します。且又、「五戒」全部を載せる筈なりしも、頁數の都合上其の中の殺・婬・二戒に制限せし事を御領承願ひます。右の二戒は五戒中、最も重要なものと思はれたるが故に、是を選んで記した次第であります。

又私の論文に對する態度は、珍本古籍を蒐集して前人未踏の地に筆を運ばんとしたのではなくして、既に教へられた所を基礎とし、刊行本に依つて或は系統を立てて見たいと願つた次第です。